

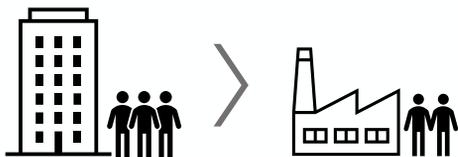
下請振興法が改正されました

中小企業の賃上げには、サプライチェーン全体で、適切な価格転嫁・取引適正化を定着させることが重要です。

✓ 法律の適用対象が広がります！

従業員基準の追加

発注者と受注者の定義に従業員の大小関係を追加

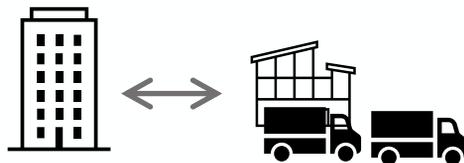


発注者 従業員が受注者より1人でも多い企業

受注者 従業員が300人以下(製造、建設、運輸等)、
100人以下(サービス業)

対象取引の追加

適用対象に発荷主と運送事業者との取引を追加



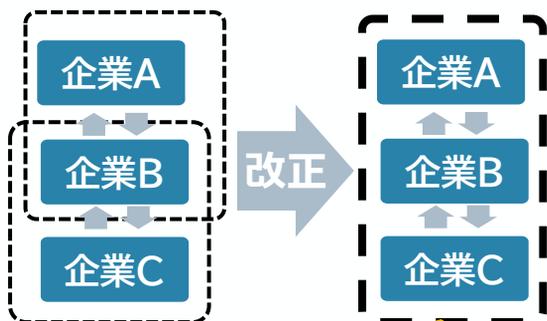
ほぼ全ての中小企業に対する
取引が対象となります！

多くの委託事業者が
振興基準を遵守する旨
宣言しています！

※振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び
中小受託事業者がよるべき一般的な基準として「振興基準」
が定められています

直接の取引がない事業者との 連携も支援します！

複数の取引段階にある事業者による
振興事業計画を支援対象に追加



企業A・B・Cが連携する取組も支援対象に！

「下請」という用語が 変わります！

時代の情勢変化に沿った用語に改正

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託
事業者



①取適法パンフレット



②その他の改正点